

418. 屋側・屋上・屋内等の電線路の施設(電技・屋側に施設する電線路)

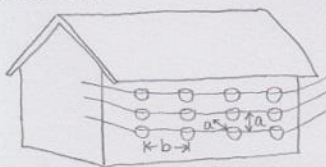
<屋側・屋上・屋内等の電線路の施設>

第37条(屋内電線路等の施設の禁止): 屋内を貫通して施設する電線路, 屋側に施設する電線路, 屋上に施設する電線路又は地上に施設する電線路は, 当該電線路より電気の供給を受ける者以外の構内に施設してはならない。ただし, 特別の事情が有り, かつ当該電線路を施設する造営物(地上に施設する電線路にあつては, その土地)の所有者又は占有者の承諾を得た場合は, この限りでない。

第39条(電線路のかけへの施設の禁止): 電線路は, かけに施設してはならない。ただし, その電線が建造物の上に施設する場合, 道路, 鉄道, 軌道, 索道, 架空弱電流電線等, 架空電線又は電車線と交差して施設する場合及び水平距離でこれらのもの(道路を除く)と接近して施設する場合以外の場合であつて, 特別の事情が有る場合は, この限りでない。

<低圧屋側電線路>: かいし引き工事, 合成樹脂管工事, 金属管工事, バスタクト工事またはケーブル工事により施設しなければならない

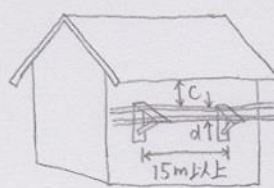
④引込用ビニル絶縁電線および屋外用ビニル絶縁電線以外の絶縁電線を使用する場合



・電線には直径2mmの軟銅線と同等以上の強さ, および太さの絶縁電線を使用する
・電線相互間

および造営材との離隔距離(a)は, 下表に示す値以上とする
・支持点距離(b)は2m以下

⑥屋外用ビニル絶縁電線を使用する場合



・造営材との距離(c)は30cm以上とする
・電線は直径2mm以上または引張強さ1.38kN以上の硬銅線の絶縁電線を使用する
・電線相互間の離隔距離(d)は20cm以上とする

・かいし引き工事は, 展開した場所以上2図に示すように施設する事(人が触れる恐れが無いように施設する事)

使用電圧	電線相互の間隔[cm]		造営材との離隔距離[cm]	
	300V以下	300V超過	300V以下	300V超過
雨露にさらされない場所	6	6	2.5	2.5
雨露にさらされる場所	6	12	2.5	4.5

・合成樹脂管工事(後述)は, 屋内配線の当該工事に準じて施設する事
・金属管工事(後述)は, 木造以外の造営物に屋内

配線の当該工事に準じて施設する事。バスタクト工事(後述)は, 木造以外の造営物において, 展開した場所または点検できる隠ぺい場所に, 屋内配線の当該工事に準じて施設する事。ケーブル工事は, 次のいずれかにより施設する事(ただし, 鉛被ケーブル, アルミ被ケーブルまたはMIケーブルを使用する場合は, 木造以外の造営物に限る) ①ケーブルを造営材に沿わせて施設する場合は, 屋内配線の当該工事に準じて施設する事(後述) ②ケーブルを#409<架空ケーブルによる施設方法>に準じて施設すると共に, 造営材に接触しないように施設する事

<高圧屋側電線路>: 電線にはケーブルを使用し, 次により施設しなければならない。展開した場所に人が触れる恐れが無いように施設する事。造営材の側面または下面に沿って取り付けの場合は, 支持点間の距離を2m以下(垂直に取り付ける場合は6m以下)とし, かつその被覆を損傷しないように取り付けする事。ちよう架用線にちよう架して施設する場合は, #409<架空ケーブルによる施設方法>に準じて施設すると共に, 造営材に接触しないように施設する事。管その他のケーブルを収める防護装置の金属部分, 金属製の電線接続箱およびケーブルの被覆に使用する金属体には, A種接地工事(接触防護措置を施す場合はD種接地工事)を施す事



低圧屋内配線の工事方法として, 後で触れるから, 少し待ってちょうだい

合成樹脂管工事, 金属管工事, バスタクト工事, ケーブル工事が後述となっているのですが...

覚える事が多そう〇〇〇

